

美容師法施行条例

平成11年12月20日

条例第49号

改正 平成15年3月24日条例第22号 平成19年10月22日条例第48号

美容の業を行う場合に講ずべき措置等に関する条例をここに公布する。

美容師法施行条例

題名改正〔平成15年条例22号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、美容師法（昭和32年法律第163号）及び美容師法施行令（昭和32年政令第277号）の規定に基づき、美容師法の施行について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成15年条例22号〕

(美容所以外の場所で業を行うことができる場合)

第2条 美容師法施行令第4条第3号の規定による美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉施設等で規則で定めるものに出張して入所者に対して美容を行う場合
- (2) 演芸等の出演者に対して出演の直前に美容を行う場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があるものとして承認した場合

追加〔平成15年条例22号〕

(美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置)

第3条 美容師法第8条第3号の規定による衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 作業中は清潔な作業衣を着用し、顔面作業の際は、マスクを使用すること。
- (2) 常につめを短くし、手指は客1人ごとに作業着手前及び作業終了後に洗浄し、必要に応じて消毒を行うこと。
- (3) 作業中客に着用させる布等は、清潔なものを使用すること。
- (4) 消毒液は、適正な濃度のものを調製し、清潔に保つこと。
- (5) 消毒した器具と消毒していない器具とは、区別した一定の容器に収めて取り扱うこと。
- (6) 電気作業中は、注意を怠らないこと。
- (7) 医薬部外品、化粧品等の使用に当たっては、その安全衛生に十分留意し、適正に使用すること。
- (8) 美容師法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行う場合には、応急手当に必要な薬品等を携帯すること。

一部改正〔平成15年条例22号〕

(美容所について講ずべき衛生上必要な措置)

第4条 美容師法第13条第4号の規定による衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 作業場及び待合所は、住居等と区画すること。
- (2) 作業場と待合所とを区分し、作業場の面積は、9.9平方メートル（美容いすが2台を超えるときは、9.9平方メートルに、2台を超える1台ごとに3.3平方メートルを加えた面積）以

上とすること。ただし、結髪のみを業とする美容所にあつては、5平方メートル以上とすること。

- (3) 作業場内に、従業者の手指及び器具を洗浄する設備を設けること。
- (4) 作業場内に、温水を供給することができる洗髪設備を設けること。
- (5) 作業に必要な器具及び布片を相当数備えておくこと。
- (6) 消毒した物品及び消毒していない物品について、それぞれ適当な格納場所を設けること。
- (7) 応急手当に必要な薬品等を適当な容器に収めて常備すること。
- (8) 常に、ねずみ及び衛生害虫の駆除に努めること。

一部改正〔平成15年条例22号・19年48号〕

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第22号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月22日条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に存する美容所の講ずべき衛生上必要な措置については、この条例施行後において増築し、又は改築する場合を除いては、この条例による改正後の美容師法施行条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。